

研究生規程

制定 昭和54. 4. 1

最終改正 平成21. 4. 1

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則第52条の規定に基づき、研究生について必要な事項を定めるものとする。

第2条 研究生の資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

第3条 研究を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 研究願（様式第1号）

(2) 履歴書

(3) 健康問診票（科目等履修生規程様式第1号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

第4条 研究料は、月額29,700円とする。

2 研究に要する消耗器材費は、別に徴収する。

第5条 研究生は、研究期間の終わりに、その研究事項の報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

第6条 研究生の願い出により、学長は研究証明書を交付することができる。

第7条 この規程の定めるもののほか、必要事項については、本学の規則を準用する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(様式第1号)

研 究 願

年 月 日

岐阜市立女子短期大学長 様

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

私は、貴学において下記の授業科目を研究いたしたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

研 究 事 項	
研 究 予 定 期 間	